



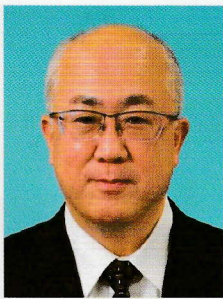
発行人
公益社団法人 湯浅納税協会
有田納税貯蓄組合連合会
編集発行人
谷本文寿



着任のごあいさつ

湯浅税務署長

篠崎 哲史



暑中お見舞い申し上げます。

公益社団法人湯浅納税協会並びに有田納税貯蓄組合連合会の皆様方には、平素から税務行政全般にわたりまして深いご理解と格別のご協力を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

私は、この度の人事異動で湯浅税務署長を拝命し、このほど着任いたしました篠崎でございます。

和歌山県での勤務は初めてですが、風光明媚で温暖な気候と人情味溢れるこの「有田」の地で、署務運営に当たらせていただくことを大変光栄に思います。

微力ではございますが、皆様方との良好な関係を維持発展させ、円滑な税務行政を推進してまいりたいと考えておりますので、前任者同様に温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済社会の急速なデジタル化やグローバル化の進展などにより、目まぐるしく変化しております。

国税当局におきましては、こうした情勢に対応すべく、税の分野に限らず、国全体のデジタル化を強く推進し、スマートフォンなどの使い慣れたツールを活用して、より簡単・便利に手続を行う環境を整備することで、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指していきたいと考えております。

また、次代を担う児童・生徒が、国の基本となる租税の意義や役割を正しく理解していただくため、租税教育の充実にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

私どもといたしましては、こうした取組を通じて、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすべく、適正・公平な課税及び徴収の実現に努めてまいりる所存ですが、この課題の達成には、皆様方のお力添えが何よりも不可欠でございます。

幸いして、公益社団法人湯浅納税協会並びに有田納税貯蓄組合の皆様方は、日頃より納税道義の高揚と地域社会の発展に大きく貢献していただいているとお聞きしており、大変心強く思っております。

皆様方におかれましては、今後とも、税の良き理解者として、より一層のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

末筆となりましたが、皆様方のご多幸と、ご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

湯浅税務署 人事異動

◎ 転入者 (敬称略)

新所属官職	氏名	旧所属官職
署長	篠崎 哲史	大阪国税局 課税第二部 酒類業調整官(筆頭)
総務課長	渋谷 久美	堺税務署 資産課税第一部門 統括官
総務課 総務係 係員	山本 弥咲	八尾税務署 法人課税第二部門 事務官
総務課 管理運営 上席	橘 宏治	大阪国税局 徴収部 管理運営課 実査官
個人課税部門 統括官	福栄 直次	大津税務署 個人課税第一部門 連絡調査官
個人課税部門 上席	花光 正博	堺税務署 特別国税調査官(所得)
個人課税部門 調査官	尾崎 貴斗	大阪福島税務署 個人課税第二部門 調査官
個人課税部門 事務官	松本 侑万	南税務署 個人課税第二部門 事務官
法人課税部門 統括官	植野 寿寛	住吉税務署 法人課税第三部門 統括官
法人課税部門 調査官	伊藤 謙介	城東税務署 法人課税第三部門 調査官

◎ 転出者 (敬称略)

旧所属官職	氏名	新所属官職
署長	西出成穂紀	退官
総務課長	山中 豊誠	大阪国税局 総務部 税務相談室 相談官
総務課 総務係 係員	中西正太郎	大阪国税局 総務部 会計課 係員
総務課 管理運営 上席	梅田 枝里	大阪国税局 業務センター室 (阪神分室) 国税管理官
個人課税部門 統括官	鳥野 博俊	東大阪税務署 審理専門官(個人)
個人課税部門 上席	中村 晋	泉大津税務署 個人課税部門 上席
個人課税部門 調査官	西村 卓磨	下京税務署 審理専門官(個人付調査官)
個人課税部門 事務官	坂田晃太郎	豊能税務署 個人課税部門 事務官
法人課税部門 統括官	小山祐紀恵	東税務署 特別国税調査官(法人)



公益社団法人 湯浅納税協会

第十五回 定時総会開催

さる五月二十六日、公益社団法人湯浅納税協会の第十五回定時総会が有田市の『橘家』において、関係官庁から来賓をお迎えして開催されました。

総会では、木本会長の挨拶の後、会長が議長に選出され、「令和

区 分		令和6年度 決 算 額	令和7年度 予 算 額
会 費 収 入		10,162,800	10,127,000
事 業 収 入		3,538,789	3,450,000
連 合 会 助 成 金 収 入		8,659,300	8,629,000
基 本 財 産 運 用 収 入		1,486,425	1,480,110
そ の 他		3,698,191	1,402,124
経 常 収 益 計		27,545,505	25,088,234
事 業 費	納 税 宣 伝 費	1,732,750	1,874,700
	納税月報等購入費	806,234	870,000
	会 議 費	2,295,968	1,960,000
	給 与 ・ 報 酬	8,615,268	8,221,296
	通 信 運 搬 費	792,812	850,000
	そ の 他 経 費	8,101,841	7,236,111
	計	22,344,873	21,012,107
管 理 費		5,504,157	4,076,127
経 常 費 用 計		27,849,030	25,088,234
当 期 経 常 増 減 額		△303,525	0
当 期 経 常 外 増 減 額		0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額		△303,525	△71,000
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額		△858,164	△858,164
正 味 財 産 期 末 残 高		62,751,106	43,975,093

六年度事業報告及び決算」が審議され満場一致で承認されました。また、報告事項として、三月の理事会で承認された「令和七年度事業計画及び収支予算」の報告がありました。

さらに、当日、税務行政の円滑な運営に多大な貢献をされた方々に、大阪国税局長及び湯浅税務署長感謝状の贈呈がありました。

◎受贈者

石垣 洋介氏（大阪国税局長感謝状）

新井 栄昭氏、秋竹 俊伸氏（湯浅税務署長感謝状）

有田納税貯蓄組合連合会 令和七年度 定時総会開催

有田納税貯蓄組合連合会では、五月二十六日に湯浅税務署長を来賓にお迎えして、令和七年度の定時総会を開催しました。

総会では、①「令和六年度事業報告及び決算報告」、②「令和七年度事業計画(案)及び収支予算(案)」が満場一致で承認されました。

また、令和六年度における「中学生の税に関する作文募集」への生徒からの応募率が前年に引き続き、全国でもトップクラスであったとの報告がありました。

青年部会

令和七年度 役員総会開催

湯浅納税協会青年部会では、四月七日に湯浅税務署長を来賓にお迎えして、令和七年度役員総会を開催しました。総会では、①「令和六年度事業報告」、②「役員改選」、③「令和七年度事業計画(案)」が審議され、すべての議案について満場一致で承認されました。

役員改選では、次の方々が第三十五代の青年部会部会長並びに副部会長に就任されました。

部会長 川村 正治氏 (有田鉄道(株))
副部会長 加納 恒儀氏 (株角長)

令和六年分確定申告に係る 地区無料相談会場の開設

湯浅納税協会では、納税者の利便向上や税務署の混雑緩和を図ることを目的として、近畿税理士会湯浅支部並びに湯浅税務署の後援により、本年も税理士による「地区無料相談会場」を四会場で延べ五日間開設しました。

なお、各会場とも多くの方々が相談にいられていることから、来年も引き続き開設する予定としています。



初日の地区無料相談会場の様子
【有田市文化福祉センター】

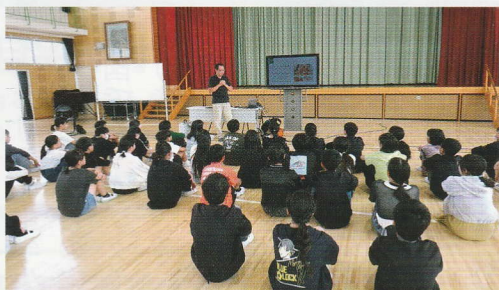
月 日	会 場 名
2月6日(木)	有田市文化福祉センター 3階大会議室
2月12日(水)	有田川町役場 吉備庁舎 4階会議室
2月13日(木)	有田川町役場 清水行政局 2階大会議室
2月17日(月)	湯浅納税協会 3階会議室
2月18日(火)	

各小学校で租税教室を開催しました

湯浅納税協会青年部会は、令和7年5月から令和7年6月にかけて、12の小学校（箕島・港・小川・糸我・南広・鳥屋城・保田・宮原・湯浅・田鶴・田殿・藤並）で、6年生児童を対象にした租税教室を開催しました。



箕島小学校



箕島小学校



港小学校



小川小学校

租

税

教

室

港小学校



小川小学校

糸我小学校



南広小学校



糸我小学校



南広小学校



鳥屋城小学校



鳥屋城小学校



保田小学校



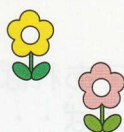
保田小学校



宮原小学校



湯浅小学校



租

税

教

室

宮原小学校



湯浅小学校

田鶴小学校



田殿小学校

田鶴小学校



田殿小学校



藤並小学校



藤並小学校

『税に関する作文・標語』募集

以下の要領で「税に関する作文・標語」を募集します。

優秀（入賞）作品には、賞状および記念品を贈呈するとともに、各種会報誌や作品集などにも掲載されます。奮ってご応募ください。

【 募 集 要 項 】

区 分	中 学 生 の 部	高 校 生 の 部
☆テ ー マ☆	税に関すること 内容が税に関するものであれば、何でも構いません。例えば・・・ ○税のしくみや使われ方について 家庭内で見聞きしたこと ○学校などで税について学んだときに感じたこと	税の意義と役割について 考えたこと 例えば・・・ ○社会との関わりで体験したことを通じて税について考えたこと ○これからの社会の在り方について税の観点から考えたこと
☆応募方法☆	【作文】 原稿用紙 3枚以内 【標語】 応募用紙に作品と必要事項を記載	【作文】 800字以上1200字以内
	(注) 作文・標語共1人1編の応募となります。 学校を通じてご応募ください。	
☆締 切 り☆	9 月 3 日 (水)	9 月 8 日 (月)

会員の皆様へお願い

納税協会は、会員を募集しています

新しい仲間をご紹介します。

会費は法人・個人別に定められています。

詳しくは、窓口か電話でお尋ねください。

ご入会の申し込みはこちらから 

携帯電話、スマートフォンで右記のQRコードまたは下記のURLへアクセスしてください。

<https://www.nk-net.co.jp/kyokai/nyukai/top/83507>



R6.06

納税証明書は スマホで 請求・受取 できます!



納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォン等からe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット①

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!



メリット②

手数料が お得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット③

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

オンラインで
請求から受取までの流れ

ステップ
1

自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
「納税証明書の交付請求(電子交付用)」
を選択。※e-Taxを初めてご利用になる
場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>



法人の方

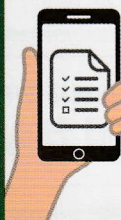
<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/Corporate>



ステップ
2

電子申請

納税証明書の請求データを作成
マイナンバーカードを読み込んで
電子署名を付与。



マイナンバー
カードが
必要です!

ステップ
3

電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手
数料納付後、納税証明書データを
ダウンロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



国税庁

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手順の仕方はこちらから

<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/e-taxsoftweb.htm>



納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法は裏面へ

納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法

方法1 オンラインで請求後、**窓口**で受取STEP
01

自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン後、
メインメニューの「申請・納付手続を行う」内の
「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

STEP
02

税務署窓口で本人確認

本 人

- 本人確認書類(運転免許証など)※1
- 番号確認書類(マイナンバーカードなど)※2

代 理 人

- 委任状
- 代理人の本人確認書類(運転免許証など)※1
- 請求者本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写し※2

※1 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。
※2 個人の方の請求の場合、必要です。

STEP
03

手数料



手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金により手数料を納付します。
1税目 1年度 1枚あたり370円

STEP
04

納税証明書の受取

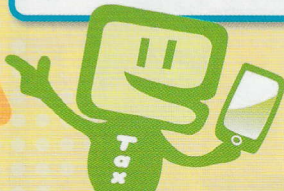
方法2 オンラインで請求後、**郵送**で受取

請求者の電子署名及び電子証明書を送信して、郵送での受取ができます。

詳しい手続は、e-Taxホームページ内「**書面の納税証明書を受け取る場合について**」をご覧ください。

※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して**手数料及び郵送料を納付する**必要があります。



全省庁統一参加資格の申請や建設業許可申請を行う方は、
納税証明書が取得不要の場合があります！

e-Taxの利用者識別番号をお持ちの方は、次の外部機関システムを利用して各種申請を行う際に、
納税情報の添付自動化(納税証明書に代えて「納税情報」を取得し、申請先に提出することができる仕組み)
がご利用いただけます。
詳しくは、各申請手続のホームページをご覧ください。

デジタル庁 調達ポータル

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>



国土交通省 建設業許可・経営事項審査電子申請システム

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html





Business Guard



AIG 損保

地震休業サポート 地休力

企業財産保険(ニュープロパティガード)

事業継続サポート補償特約N + 地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)N + 水災危険補償特約N※

※水災危険補償特約Nは外すことができます。



■経営者インタビュー動画

東日本大震災を乗り越え成長する会員企業のインタビューをご覧ください。

**AIG損害保険株式会社**URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>お問合せ先
和歌山支店

〒640-8355 和歌山県和歌山市北ノ新地1-25 AIG和歌山ビル

TEL.073-432-5641 FAX.073-428-2335

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。2024年10月時点の内容です。

(24-073023)



総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)



就業障がい状態による リタイアリスクから 会社と家族をまもります

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社
阪和支社 和歌山営業所/
和歌山県和歌山市西汀丁38番地(Regulusビル2F)
TEL 073-431-6301

AIG AIG損害保険株式会社
和歌山支店/
和歌山県和歌山市北ノ新地1-25(AIG和歌山ビル)
TEL 073-432-5641